

1000円以上！最賃裁判ニュース

NO.22

2014年

10月22日

神奈川労連 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第17回裁判報告 次回12月15日（月）10：30～

被告国は生保・最賃の「まやかしの逆転解消」に反論断念

あいにくの雨模様となった10月22日。第17回裁判が開かれ、原告14名が参加し、傍聴支援者は91名で、84席の傍聴席はいっぱいになりました。国公労連の宮垣委員長が支援に駆けつけ「最賃の地域別格差拡大が公務の賃金水準に大きな影響を与えている。全国一律最賃は待ったなし。裁判勝利に頑張ろう！」とエールを頂きました。

タクシードライバーで2人の子供がいる38歳男性原告が厳しい生活の実態を陳述。裁判長に最賃千円以上への判決を強く求めました。「時給1200円でも生活保護申請すれば受給できることを国は認める一方、『逆転現象は解消』という矛盾」について被告国から書面回答がされました。これに対し田淵弁護士は「国は正面から答えていない」と指摘。国は「これ以上言うことはない」と白旗を揚げました。石井裁判長はこれを見て、「論点は出尽くした」と判断。11月25日までに原告側に立証計画の提出を求め、次回裁判は12月15日（月）10:30からとなりました。

最低賃金割れのタクシー業界の実態。不況で収入激減の生活実態を陳述

私はタクシーの運転手をしています。38歳です。今は父親名義の家で、妻と12歳の長男、10歳の次男の4人暮らしをしています。

大学の工学部機械工学科を卒業後、パソコン関連の会社の正社員、移動店舗やデパート販売員の派遣社員、その後一旦正社員になったものの職場トラブルで、平成19年4月に退職せざるを得なくなり、平成19年7月に現在のタクシー会社に正社員として入社しました。

会社には午前3時20分に出勤して20時半まで約17時間働きます。客待ちを含め3時間ほど休憩がありますので、夕方は一度自宅に戻って夕食を食べてまた仕事に行きます。出勤は、月、金、日、火、木、土、月というサイクルで月に12日間働いています。

現在の給料は、基本給が12万6000円ですが、売上が30万円を超えない場合は歩合が出ないので、基本給しかもらえない。入社した当時は歩合がもらえる程度には売上もありましたので、手取りで月に大体15、6万円もらっていました。また、半年の月平均で36万円の売り上げがあれば夏冬のボーナスももらえたので、年収も額面で240万円程度ありました。

しかし、その後のリーマンショックと東日本大震災の影響で売り上げが大幅に減りました。ボーナスは平成23年の冬を最後にもらえなくなりました。平成24年以降は月の売り上げが30万円を超せず、歩合がつかない月も出てきて、この1年はついに売上が30万円を超える月がなくなり、年収も150万円程度にまで落ちてしまいました。

それでも私たち家族4人が生活できるのは、親のおかげで家賃がかからないことや、妻が結婚前に貯めていた預金を切り崩したり、家族が懸命に支えてくれているからです。この年になんでも年金暮らしの親のすねをかじっていることにみじめさを感じこともあります。それでも妻はお金のない今の生活に何の不満も言わずに明るく接してくれて、自分の気持ちがどれだけ救われているかわかりません。た



裁判後の熱気溢れる報告集会

だ、妻も切り崩す貯金がなくなってしまったため、今年の5月からクリーニング屋で週4日、1日5,6時間働くようになりました。

子どもたちも家計の状況を理解しているのか、ものを欲しがったりすることもあります。以前はファミリーレストランなどに行くこともありましたが、一人1000円を払うのもきつくて、今では外食をすることはめったにありません。子どもの誕生日などに一皿100円の回転寿司や牛丼チェーン店に連れていくこともありますが、そんな場所でも喜んでくれる子どもたちを見て、もっと良いところに連れていくことがあります。あげられたら、と不ぶんな気持ちになります。

今は私と妻合わせて20万円弱の収入で生活していますが、家族4人の食費、光熱費や電話代、学資保険などを払うと生活するのがやっとです。二人の子どもには水泳を習わせていて月に1万5000円ほどかかります。正直痛い出費ですが、子どもたちには何も買いたくても不自由な思いをさせてるので習い事だけは意地でも続けさせたいと思っています。私自身は、震災で収入が減ったときに酒を辞め、平成24年にたばこの値段が上がる前にたばこもやめました。

今の生活では貯金もできず、年金もたいしてもらえる見込みもないため将来が不安です。また、こどもに急な出費があったときには自分で出せませんので、情けない話ですが親に頼るしかありません。長男は来年中学生になりますが、制服代などを支払うお金もありませんので今から親に頼んでいる状況です。今は健康面での問題はありませんが、今後どうなるかわかりません。今の状況では私や妻に何かあったときに対応できるだけの余力はありません。

私もあと3年でタクシー運転手として10年になりますので、個人タクシーを開業する道も見えてきましたが、劇的に収入が上がるわけではありません。転職するなら40歳が限界だと思っていますので、転職情報誌を色々と見ていました。

私は、タクシー業界自体が最低賃金を割っている今の現状にいきどおりを覚えていました。そのようなときに、同じタクシー仲間から最低賃金裁判の話を聞きました。私は、今の最低賃金は家族が生活できる水準とはとても思えないで、裁判所できちんと適正な最低賃金を定めるべきです。また、最低賃金が1000円になり、労働者の賃金水準が底上げされれば、タクシー業界全体の需要が伸びることにもつながると思っています。そうした思いで、この裁判に参加することを決めました。

裁判所には私たち労働者が置かれている苦しい現実に目を背けず、最低賃金を1000円以上とする判決を出していただきたいと願っています。

●国は「まやかしの逆転解消」への反論を断念。裁判長は「論点は双方出尽くした」と判断。

被告国は、「時給868円、時給1000円、時給1200円でフルタイム働いた者が生活保護の支給を受けられること」法廷で認めた。時給にして500円以上、月収換算で8万円以上という金額で最低賃金と生活保護との「乖離」の存在を認めたということである。他方、被告国は「すでに逆転現象は解消した」と主張する。被告国に対し、「一体どのような状態が解消されたことをもって『逆転現象の解消』と称しているのか明らかにすること」と求めたが、今回の国の回答書面は、これに正面から答える内容は全くなく、過去の主張の繰り返しばかりである。

・田渕弁護士：「まやかしの逆転解消」について正面から答えないのか？

・被告=国：これ以上主張することはできません。

・裁判長：双方の主張は出尽くしたと言える。原告側から立証計画を出すようにしてください。

・田渕弁護士：11月25日間までに立証計画を出します。

・裁判長：次回裁判は12月15日とします。



恒例の裁判後「最賃デモ行進」関内駅周辺を雨天でも決行